

# ○公共工事の適正な施工体制等の確認について

〔平成21年7月17日 水林総第1083号〕  
各支庁長あて 水産林務部長

〔沿革〕平成21年7月17日水林総第1083号、25年9月26日第1123号、27年9月8日第858号、  
29年9月20日第918号、令和3年9月7日第779号、7年9月3日第976号改正

このことについて、水産林務部が所管する工事（漁港工事を除く）に係る施工体制等を確認するため、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロール（以下「調査等」という。）について、当面の間、次のとおり実施することとし、平成21年7月16日以後に入札を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

## 記

### 1 対象工事

水産林務部が所管する工事（漁港工事を除く）のうち、低入札価格調査対象工事となった全ての工事及び施工体制台帳の提出を求める工事を対象とする。

### 2 調査等の実施等

#### (1) 調査等の実施時期等

各（総合）振興局において、低入札価格調査対象工事となった全ての工事及び9月から11月に施工中の工事の中から10%程度を対象工事として抽出し、調査等を実施することとする。

なお、対象工事を抽出した場合は、別記第1号様式により水産林務部総務課へ報告することとする。

#### (2) 建設工事下請状況等調査

##### ア 調査対象者

元請負人及び管内に契約を締結する事務所がある一次下請負人及び警備会社のうち少なくとも1社以上を対象とする。

なお、必要に応じて二次以下の下請負人等についても調査対象者とする。

##### イ 調査方法等

調査は面接により、別記第2号様式等により関係書類等を確認し実施することとし、改善指導を行った工事については、確認調査を行うこととし、原則として工事完成後の1月から3月に実施することとする。

##### ウ 調査の結果通知及び報告

調査の結果については、別記第7号様式により受注者に対して通知し、指導事項がある場合は別記第7号様式別紙の提出を求めることとする。

また、調査の結果については、調査を実施した翌月末までに別記第2～5号様式を水産林務部総務課へ報告することとする。

##### エ 調査員

調査員は、原則として林務課長、水産課長及び森林室森林整備課長とする。

#### (3) 建設工事安全パトロール

##### ア 実施方法及び実施体制等

各（総合）振興局の建設工事安全パトロール実施要領によることとし、当該工事が別記第6号様式「成績評定修正判断基準」の調査項目に該当する事項については併せて実施すること。

### 3 施行成績評定への反映

評定点の修正は、「工事施行成績評定基準第5第2項」に基づき、次のとおり取り扱う。

#### (低入札価格調査対象工事)

別記第6号様式により調査等の指導を受けたもの、指導事項に対して改善報告がないもの、又は改善されない場合に行うこととし、「北海道請負工事施行成績評定要領別記第2－1号様式 5 修正評定点」欄に記入し、受注者に通知することとする。

#### (抽出対象工事)

別記第6号様式により調査等の指導事項に対して改善報告がない、又は改善されない場合に行うこととし、「北海道請負工事施行成績評定要領別記第2－1号様式 5 修正評定点」欄に記入し、受注者に通知することとする。

なお、「建設工事下請状況等調査」における修正対象となる指導事項は、発注者と元請負人間での指導事項のみとし、修正評定点は、調査等を併せて20点を上限とする。

4 受注者への周知

契約締結時に別紙「調査等の概要」を配布し、調査等の実施及び調査等の結果に基づき評定点を修正することについて、受注者に周知することとする。

5 評定点修正の報告

調査等の結果に基づき評定点を修正した場合は、別記第8号様式により水産林務部総務課へ報告することとする。

6 その他

調査等の処理手順については、別紙「適正な施行体制等の確認に係る調査等実施フロー図」を参考とすること。

〔 総務課管理グループ 〕

# 公共工事の品質確保及び適正な施工体制等の確認について

## 目的

最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げ

工事の品質及び適正な施工体制（労務単価等）が確保されているかをチェックする

## 調査フロー

### 【確認書類】

積算労務単価報告書（新規に提出）

入札に当たり積算した労務単価の状況を把握することにより、労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資するため実施

受注者が積算労務単価を報告

「公共工事設計労務単価」との間に一定の乖離があるか確認

施工体制台帳（従前どおり提出）

- ・ 下請負人の現場代理人、主任技術者及び工事内容
- ・ 建設業退職金共済制度、健康保険及び厚生年金保険等の加入状況
- ・ 下請負予定額及び支払い方法（現金の率、手形期間）

など

施工中の工事から抽出

### 【施工中の調査（9～11月）】

建設工事下請状況等調査  
建設業退職金共済制度実態調査

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき書類確認

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

### 建設工事安全パトロール

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき現場確認

改善されている

改善されていない

調査終了

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

### 【工事完成後の調査（1～3月）】

建設工事下請状況等調査  
建設業退職金共済制度実態調査

改善されている

調査終了

改善されていない

工事施行成績  
評価に反映

施工中の調査において指導事項があった工事を対象とする

## 主な内容

### ● 「積算労務単価報告書」の提出

発注者が労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り適正な施工体制を確保することを目的とする。

### ● 工事施工中の調査

調査時点において施工中の工事のうち、低入札価格調査対象工事や労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などを抽出し、「建設工事下請状況等調査」及び「建設工事安全パトロール」等を実施する。

なお、「建設工事下請状況等調査」の結果、指導事項があった場合は、工事完成後に再度調査し確認をする。

### ● 工事施行成績への反映

・ 低入札価格調査対象工事は、法令等に反する恐れがある事項について指導があった場合は、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

・ 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などの場合は、法令等に反する恐れがある指導事項について改善されていない場合などは、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

# 公共工事の品質確保及び適正な施工体制等の確認について

## 目 的

最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げ

工事の品質及び適正な施工体制（労務単価等）が確保されているかをチェックする

## 調査フロー

### 【確認書類】

積算労務単価報告書（新規に提出）

入札に当たり積算した労務単価の状況を把握することにより、労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資するため実施

受注者が積算労務単価を報告

「公共工事設計労務単価」との間に一定の乖離があるか確認

施工体制台帳（従前どおり提出）

- ・ 下請負人の現場代理人、主任技術者及び工事内容
- ・ 建設業退職金共済制度、健康保険及び厚生年金保険等の加入状況
- ・ 下請負予定額及び支払い方法（現金の率、手形期間）

など

施工中の工事から抽出

### 【施工中の調査（9～11月）】

#### 建設工事下請状況等調査

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき書類確認

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

#### 建設工事安全パトロール

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき現場確認

改善されている

改善されていない

調査終了

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

### 【工事完成後の調査（1～3月）】

#### 建設工事下請状況等調査

改善されている

改善されていない

調査終了

工事施行成績  
評価に反映

施工中の調査において指導事項があった工事を対象とする

## 主な内容

### ● 「積算労務単価報告書」の提出

発注者が労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保することを目的とする。

### ● 工事施工中の調査

調査時点において施工中の工事のうち、低入札価格調査対象工事や労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などを抽出し、「建設工事下請状況等調査」及び「建設工事安全パトロール」等を実施する。

なお、「建設工事下請状況等調査」の結果、指導事項があった場合は、工事完成後に再度調査し確認をする。

### ● 工事施行成績への反映

・ 低入札価格調査対象工事は、法令等に反する恐れがある事項について指導があった場合は、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

・ 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などの場合は、法令等に反する恐れがある指導事項について改善されていない場合などは、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

## 公共工事の品質確保及び適正な施工体制等の確認について

### 目的

最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げ

工事の品質及び適正な施工体制（労務単価等）が確保されているかをチェックする

### 調査フロー

#### 【確認書類】

積算労務単価報告書（新規に提出）

入札に当たり積算した労務単価の状況を把握することにより、労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制の確保に資するため実施  
↓  
受注者が積算労務単価を報告  
↓  
「公共工事設計労務単価」との間に一定の乖離があるか確認

施工体制台帳（従前どおり提出）

・下請負人の現場代理人、主任技術者及び工事内容  
・建設業退職金共済制度、健康保険及び厚生年金保険等の加入状況  
・下請負予定額及び支払い方法（現金の率、手形期間）  
など

施工中の工事から抽出

#### 【施工中の調査（9～11月）】

建設工事下請状況等調査

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき書類確認

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

建設工事安全パトロール

労務単価に一定の乖離などの工事の場合

指導事項があった場合

改善報告に基づき現場確認

改善されている

改善されていない

調査終了

低入札価格調査対象工事の場合

違反の恐れで指導事項があった場合

工事施行成績  
評価に反映

#### 【工事完成後の調査（1～3月）】

建設工事下請状況等調査

改善されている

改善されていない

調査終了

工事施行成績  
評価に反映

施工中の調査において指導事項があった工事を対象とする

### 主な内容

#### ● 「積算労務単価報告書」の提出

発注者が労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保することを目的とする。

#### ● 工事施工中の調査

調査時点において施工中の工事のうち、低入札価格調査対象工事や労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などを抽出し、「建設工事下請状況等調査」及び「建設工事安全パトロール」等を実施する。

なお、「建設工事下請状況等調査」の結果、指導事項があった場合は、工事完成後に再度調査し確認をする。

#### ● 工事施行成績への反映

・低入札価格調査対象工事は、法令等に反する恐れがある事項について指導があった場合は、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

・労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回る工事などの場合は、法令等に反する恐れがある指導事項について改善されていない場合などは、工事施行成績に反映する。（最大-20点）

## 成績評定修正判断基準

## 1 下請状況等調査

|   | 調査項目              | 指導対象                                                                                                                             | 根拠法令・契約条項     |
|---|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 下請負人選定通知書         | 提出されている下請負人選定通知書の記載内容と実際の内容が相違している場合                                                                                             | 契約書第6条        |
| 2 | 前払金の使途            | 使途目的以外に支払われている場合                                                                                                                 | 契約書第35条       |
| 3 | 契約締結方法            | 工事（変更）ごとの請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書の交換以外の方法を用いている場合                                                                                 | 建設業法第19条      |
| 4 | 使用した契約書           | 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書以外を使用している場合                                                                                              |               |
| 5 | 契約で定めている条項        | 建設業法第19条第1項各号に掲げる事項全部を契約書で定めていない場合                                                                                               | 建設業法第19条第1項   |
| 6 | 1 下請代金の決定方法       | 下請負人と協議せずに決定している場合                                                                                                               | 建設業法第19条の3    |
|   | 2 下請代金の協議に使用した見積書 | 「法定福利費を内訳明示した見積書」を使用していない場合                                                                                                      | (改善要請事項)      |
|   | 3 諸経費の計上          | 労働者の雇用に伴う必要経費を現場管理費及び一般管理費等の諸経費に計上していない場合                                                                                        |               |
|   | 4 元請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                       | (改善要請事項)      |
|   | 5 下請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                       | (改善要請事項)      |
| 7 | 1 前払金の支払          | 発注者から前払金の支払を受けたが、下請負人に建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払っていない場合                                                                              | 建設業法第24条の3第3項 |
|   | 2 前払金の支払方法        | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が着手に必要な費用相応分を充たしていない場合                                                                      |               |
|   | 3 前払金の手形期間        | 手形の期間が60日を超えている場合                                                                                                                | 建設業法第24条の6第3項 |
| 8 | 1 部分払金の支払         | ・発注者から部分払金を受けたが、出来形部分に相応する下請代金の支払いまでの日数が1箇月を超えている場合又は支払っていない場合<br>・下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金の支払いが、下請契約書等に規定する期日を超えている場合又は支払っていない場合 | 建設業法第24条の3第1項 |
|   | 2 部分払金の支払方法       | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合                                                                           |               |
|   | 3 部分払金の手形期間       | 手形の期間が60日を超えている場合                                                                                                                | 建設業法第24条の6第3項 |

|    | 調 査 項 目                  | 指 導 対 象                                                | 根拠法令・契約条項                       |
|----|--------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 9  | 1 下請代金の支払                | 発注者から完成払を受けてから下請負人に支払うまでの日数が1箇月を超えている場合                | 建設業法第24条の3第1項                   |
|    | 2 下請代金の支払方法              | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合 |                                 |
|    | 3 下請代金の手形期間              | 手形の期間が60日を超えている場合                                      | 建設業法24条の6第3項                    |
| 10 | 1 元請負人の法定保険の加入状況         | 元請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法             |
|    | 2 下請負人の法定保険の加入状況         | 下請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法<br>契約書第6条の2 |
| 11 | 1 元請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条        |
|    | 2 下請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条        |

## 2 安全パトロール

|    | 調 査 項 目      | 指 導 対 象                                                            | 根拠法令・契約条項                               |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1  | 許可標識         | 工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に許可標識を掲示していない場合                                  | 建設業法第40条                                |
| 2  | 技術者の配置       | 主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置していない場合                                        | 建設業法第26条第1、2項                           |
| 3  | 技術者の専任配置     | 工事1件の請負代金額が4,500万円以上である場合において、主任技術者又は監理技術者が専任でない場合                 | 建設業法第26条第3項                             |
| 4  | 監理技術者資格者証    | 監理技術者資格者証を携帯していない場合                                                | 建設業法第26条第6項                             |
| 5  | 施工体制台帳       | 施工体制台帳を整備していない場合                                                   | 建設業法第24条の8第1項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 6  | 施工体系図        | 施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示していない場合                                        | 建設業法第24条の8第4項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 7  | 再下請選定通知書     | 工事の一部を請け負った建設業者が、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせている場合において、再下請選定通知書が提出されていない場合 | 建設業法第24条の8第2項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 8  | 労働災害防止協議会の設置 | 労働災害防止協議会を組織していない場合                                                | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 9  | 労働災害防止協議会の開催 | 労働災害防止協議会を定期的に開催していない場合                                            | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 10 | 安全衛生教育       | 安全衛生教育（雇入時教育、新規入場者教育、作業内容変更時教育、職長教育等）を実施していない場合                    | 労働安全衛生法第59、60条、60条の2、労働安全衛生規則第35条～40条の3 |
| 11 | 作業場の床面       | 作業場の床面につまずき、すべり等の危険のある場合                                           | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第544条               |

|    | 調 査 項 目         | 指 導 対 象                                                                         | 根拠法令・契約条項                                      |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 12 | 通路の確保           | 作業場に通ずる場所及び作業場内に安全な通路が設置されていない場合                                                | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第540条                      |
| 13 | 立入禁止            | 掘削、墜落、物体落下、爆発等により労働者に危険を及ぼす箇所等への立入区域の設定等の措置が講じられていない場合                          | 労働安全衛生法第20、21条、労働安全衛生規則第288、361、386、530、537条等  |
| 14 | 危険物の取扱い         | 爆発又は火災を防止するための措置が講じられていない場合                                                     | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第256条                      |
| 15 | 作業床の設置          | 高さが2メートル以上の作業場所に、足場等による作業床が設置されていない場合                                           | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第518条                      |
| 16 | 囲い等の設置          | 高さが2メートル以上の作業床の開口部等に、囲い、手すり等が設置されていない場合                                         | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条                      |
| 17 | 昇降設備            | 高さ又は深さが1.5メートルを超える場所に安全に昇降するための設備が設置されていない場合                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第526条                      |
| 18 | 物体の落下、飛来による危険防止 | 物体の落下、飛来による危険防止措置が講じられていない場合                                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第537、538、539条              |
| 19 | 足場              | 丈夫な構造（固定制・安定性）の足場が使用されていない場合                                                    | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第561条                      |
| 20 | はしご             | 適切なはしご（丈夫な構造か、材料に著しい損傷、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                     | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第527条                      |
| 21 | 型枠支保工           | 適切な型枠支保工（堅固な構造か、材料に著しい損傷、変形、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第237、239条                  |
| 22 | 土砂崩壊            | 地山の崩壊、土石の落下等による危険防止措置（地山、掘削面等の勾配、土止め支保工、防護網、立入禁止、浮石除去、擁壁、雨水・地下水の排除等）が講じられていない場合 | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第356、361、384、385、534、535条等 |
| 23 | 建設機械の作業計画       | あらかじめ定めた建設機械作業計画に基づく作業が行われていない場合                                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第155条                      |
| 24 | 建設機械の運転者        | 建設機械が有資格者によって運転されていない場合                                                         | 労働安全衛生法第61条、労働安全衛生規則第41条                       |
| 25 | 建設機械の接触防止       | 建設機械との接触防止措置が講じられていない場合                                                         | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第158条                      |
| 26 | 建設機械の用途外使用      | 建設機械を主たる用途以外の用途に使用している場合                                                        | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条                      |
| 27 | その他             |                                                                                 |                                                |

### 3 修正評定点について

| 修正の対象となる場合 |                                                         | 減点  |
|------------|---------------------------------------------------------|-----|
| (1)        | 法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し期限までに改善報告を行わなかった場合       | 3 点 |
| (2)        | 法令又 <del>は</del> 契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し改善がされなかった場合 | 5 点 |

注1 (1)については、下請状況等調査及び安全パトロールごととする。

2 (2)については、下請状況等調査及び安全パトロールごとに、各法令及び契約違反で5点を上限とする。

4 評定点の減点は20点を上限とする。

## 成績評定修正判断基準

## 1 下請状況等調査

|   | 調査項目              | 指導対象                                                                                                                            | 根拠法令・契約条項                        |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 下請負人選定通知書         | 提出されている下請負人選定通知書の記載内容と実際の内容が相違している場合                                                                                            | 契約書第6条                           |
| 2 | 前払金の使途            | 使途目的以外に支払われている場合                                                                                                                | 契約書第35条                          |
| 3 | 契約締結方法            | 工事（変更）ごとの請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書の交換以外の方法を用いている場合                                                                                | 建設業法第19条                         |
| 4 | 使用した契約書           | 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書以外を使用している場合                                                                                             |                                  |
| 5 | 契約で定めている条項        | 建設業法第19条第1項各号に掲げる事項全部を契約書で定めていない場合                                                                                              | 建設業法第19条第1項                      |
| 6 | 1 下請代金の決定方法       | 下請負人と協議せずに決定している場合                                                                                                              | 建設業法第19条の3                       |
|   | 2 下請代金の協議に使用した見積書 | 「法定福利費を内訳明示した見積書」を使用していない場合                                                                                                     | (改善要請事項)                         |
|   | 3 諸経費の計上          | 労働者の雇用に伴う必要経費を現場管理費及び一般管理費等の諸経費に計上していない場合                                                                                       |                                  |
|   | 4 元請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                      | (改善要請事項)                         |
|   | 5 下請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                      | (改善要請事項)                         |
| 7 | 1 前払金の支払          | 発注者から前払金の支払を受けたが、下請負人に建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払っていない場合                                                                             | 建設業法第24条の3第3項                    |
|   | 2 前払金の支払方法        | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が着手に必要な費用相応分を充たしていない場合                                                                     |                                  |
|   | 3 前払金の手形期間        | 手形の期間が90日を超えている場合                                                                                                               | 建設業法24条の6第3項 <u>(120日を超える場合)</u> |
| 8 | 1 部分払金の支払         | ・発注者から部分払金を受けたが、出来形部分に相応する下請代金の支払いまでの日数が1箇月を超えている場合又は支払っていない場合<br>・下請人が施工した出来形部分に相応する下請代金の支払いが、下請契約書等に規定する期日を超えている場合又は支払っていない場合 | 建設業法第24条の3第1項                    |
|   | 2 部分払金の支払方法       | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合                                                                          |                                  |
|   | 3 部分払金の手形期間       | 手形の期間が90日を超えている場合                                                                                                               | 建設業法24条の6第3項 <u>(120日を超える場合)</u> |

|    | 調 査 項 目                  | 指 導 対 象                                                | 根拠法令・契約条項                         |
|----|--------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 9  | 1 下請代金の支払                | 発注者から完成払を受けてから下請負人に支払うまでの日数が1箇月を超えている場合                | 建設業法第24条の3第1項                     |
|    | 2 下請代金の支払方法              | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合 |                                   |
|    | 3 下請代金の手形期間              | 手形の期間が90日を超えている場合                                      | 建設業法第24条の6第3項 <u>(120日を超える場合)</u> |
| 10 | 1 元請負人の法定保険の加入状況         | 元請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法               |
|    | 2 下請負人の法定保険の加入状況         | 下請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法<br>契約書第6条の2   |
| 11 | 1 元請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条          |
|    | 2 下請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条          |

## 2 安全パトロール

|    | 調 査 項 目      | 指 導 対 象                                                            | 根拠法令・契約条項                               |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1  | 許可標識         | 工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に許可標識を掲示していない場合                                  | 建設業法第40条                                |
| 2  | 技術者の配置       | 主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置していない場合                                        | 建設業法第26条第1、2項                           |
| 3  | 技術者の専任配置     | 工事1件の請負代金額が3,500万円以上である場合において、主任技術者又は監理技術者が専任でない場合                 | 建設業法第26条第3項                             |
| 4  | 監理技術者資格者証    | 監理技術者資格者証を携帯していない場合                                                | 建設業法第26条第6項                             |
| 5  | 施工体制台帳       | 施工体制台帳を整備していない場合                                                   | 建設業法第24条の8第1項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 6  | 施工体系図        | 施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示していない場合                                        | 建設業法第24条の8第4項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 7  | 再下請選定通知書     | 工事の一部を請け負った建設業者が、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせている場合において、再下請選定通知書が提出されていない場合 | 建設業法第24条の8第2項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 8  | 労働災害防止協議会の設置 | 労働災害防止協議会を組織していない場合                                                | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 9  | 労働災害防止協議会の開催 | 労働災害防止協議会を定期的に開催していない場合                                            | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 10 | 安全衛生教育       | 安全衛生教育（雇入時教育、新規入場者教育、作業内容変更時教育、職長教育等）を実施していない場合                    | 労働安全衛生法第59、60条、60条の2、労働安全衛生規則第35条～40条の3 |
| 11 | 作業場の床面       | 作業場の床面につまずき、すべり等の危険のある場合                                           | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第544条               |

|    | 調 査 項 目         | 指 導 対 象                                                                         | 根拠法令・契約条項                                      |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 12 | 通路の確保           | 作業場に通ずる場所及び作業場内に安全な通路が設置されていない場合                                                | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第540条                      |
| 13 | 立入禁止            | 掘削、墜落、物体落下、爆発等により労働者に危険を及ぼす箇所等への立入区域の設定等の措置が講じられていない場合                          | 労働安全衛生法第20、21条、労働安全衛生規則第288、361、386、530、537条等  |
| 14 | 危険物の取扱い         | 爆発又は火災を防止するための措置が講じられていない場合                                                     | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第256条                      |
| 15 | 作業床の設置          | 高さが2メートル以上の作業場所に、足場等による作業床が設置されていない場合                                           | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第518条                      |
| 16 | 囲い等の設置          | 高さが2メートル以上の作業床の開口部等に、囲い、手すり等が設置されていない場合                                         | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条                      |
| 17 | 昇降設備            | 高さ又は深さが1.5メートルを超える場所に安全に昇降するための設備が設置されていない場合                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第526条                      |
| 18 | 物体の落下、飛来による危険防止 | 物体の落下、飛来による危険防止措置が講じられていない場合                                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第537、538、539条              |
| 19 | 足場              | 丈夫な構造（固定制・安定性）の足場が使用されていない場合                                                    | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第561条                      |
| 20 | はしご             | 適切なはしご（丈夫な構造か、材料に著しい損傷、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                     | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第527条                      |
| 21 | 型枠支保工           | 適切な型枠支保工（堅固な構造か、材料に著しい損傷、変形、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第237、239条                  |
| 22 | 土砂崩壊            | 地山の崩壊、土石の落下等による危険防止措置（地山、掘削面等の勾配、土止め支保工、防護網、立入禁止、浮石除去、擁壁、雨水・地下水の排除等）が講じられていない場合 | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第356、361、384、385、534、535条等 |
| 23 | 建設機械の作業計画       | あらかじめ定めた建設機械作業計画に基づく作業が行われていない場合                                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第155条                      |
| 24 | 建設機械の運転者        | 建設機械が有資格者によって運転されていない場合                                                         | 労働安全衛生法第61条、労働安全衛生規則第41条                       |
| 25 | 建設機械の接触防止       | 建設機械との接触防止措置が講じられていない場合                                                         | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第158条                      |
| 26 | 建設機械の用途外使用      | 建設機械を主たる用途以外の用途に使用している場合                                                        | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条                      |
| 27 | その他             |                                                                                 |                                                |

### 3 修正評定点について

| 修正の対象となる場合 |                                                   | 減点  |
|------------|---------------------------------------------------|-----|
| (1)        | 法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し期限までに改善報告を行わなかった場合 | 3 点 |
| (2)        | 法令又契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し改善がされなかった場合         | 5 点 |

注1 (1)については、下請状況等調査及び安全パトロールごととする。

2 (2)については、下請状況等調査及び安全パトロールごとに、各法令及び契約違反で5点を上限とする。

4 評定点の減点は20点を上限とする。

## 成績評定修正判断基準

## 1 下請状況等調査

|   | 調 査 項 目           | 指 導 対 象                                                                                                                          | 根拠法令・契約条項     |
|---|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 | 下請負人選定通知書         | 提出されている下請負人選定通知書の記載内容と実際の内容が相違している場合                                                                                             | 契約書第6条        |
| 2 | 前払金の使途            | 使途目的以外に支払われている場合                                                                                                                 | 契約書第35条       |
| 3 | 契約締結方法            | 工事（変更）ごとの請負契約書又は基本契約書に基づいた注文書・請書の交換以外の方法を用いている場合                                                                                 | 建設業法第19条      |
| 4 | 使用した契約書           | 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書以外を使用している場合                                                                                              |               |
| 5 | 契約で定めている条項        | 建設業法第19条第1項各号に掲げる事項全部を契約書で定めていない場合                                                                                               | 建設業法第19条第1項   |
| 6 | 1 下請代金の決定方法       | 下請負人と協議せずに決定している場合                                                                                                               | 建設業法第19条の3    |
|   | 2 下請代金の協議に使用した見積書 | 「法定福利費を内訳明示した見積書」を使用していない場合                                                                                                      | (改善要請事項)      |
|   | 3 諸経費の計上          | 労働者の雇用に伴う必要経費を現場管理費及び一般管理費等の諸経費に計上していない場合                                                                                        |               |
|   | 4 元請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                       | (改善要請事項)      |
|   | 5 下請負人の労務単価の設定    | 労務単価が「公共工事設計労務単価」を下回っている場合                                                                                                       | (改善要請事項)      |
| 7 | 1 前払金の支払          | 発注者から前払金の支払を受けたが、下請負人に建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払っていない場合                                                                              | 建設業法第24条の3第3項 |
|   | 2 前払金の支払方法        | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が着手に必要な費用相応分を充たしていない場合                                                                      |               |
|   | 3 前払金の手形期間        | 手形の期間が60日を超えている場合                                                                                                                | 建設業法第24条の6第3項 |
| 8 | 1 部分払金の支払         | ・発注者から部分払金を受けたが、出来形部分に相応する下請代金の支払いまでの日数が1箇月を超えている場合又は支払っていない場合<br>・下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金の支払いが、下請契約書等に規定する期日を超えている場合又は支払っていない場合 | 建設業法第24条の3第1項 |
|   | 2 部分払金の支払方法       | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合                                                                           |               |
|   | 3 部分払金の手形期間       | 手形の期間が60日を超えている場合                                                                                                                | 建設業法第24条の6第3項 |

|    | 調 査 項 目                  | 指 導 対 象                                                | 根拠法令・契約条項                       |
|----|--------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 9  | 1 下請代金の支払                | 発注者から完成払を受けてから下請負人に支払うまでの日数が1箇月を超えている場合                | 建設業法第24条の3第1項                   |
|    | 2 下請代金の支払方法              | 手形のみで支払っている場合又は現金と手形の併用で支払った場合で、現金の比率が労務費相当分を充たしていない場合 |                                 |
|    | 3 下請代金の手形期間              | 手形の期間が60日を超えている場合                                      | 建設業法24条の6第3項                    |
| 10 | 1 元請負人の法定保険の加入状況         | 元請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法             |
|    | 2 下請負人の法定保険の加入状況         | 下請負人が社会保険・労働保険に未加入の場合                                  | 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法<br>契約書第6条の2 |
| 11 | 1 元請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条        |
|    | 2 下請負人の雇入通知書（労働条件通知書）の交付 | 雇用労働者に対し雇用労働条件を明示した雇入通知書（労働条件通知書）を交付していない場合            | 労基法第15条第1項<br>建設雇用改善法第7条        |

## 2 安全パトロール

|    | 調 査 項 目      | 指 導 対 象                                                            | 根拠法令・契約条項                               |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1  | 許可標識         | 工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に許可標識を掲示していない場合                                  | 建設業法第40条                                |
| 2  | 技術者の配置       | 主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置していない場合                                        | 建設業法第26条第1、2項                           |
| 3  | 技術者の専任配置     | 工事1件の請負代金額が4,500万円以上である場合において、主任技術者又は監理技術者が専任でない場合                 | 建設業法第26条第3項                             |
| 4  | 監理技術者資格者証    | 監理技術者資格者証を携帯していない場合                                                | 建設業法第26条第6項                             |
| 5  | 施工体制台帳       | 施工体制台帳を整備していない場合                                                   | 建設業法第24条の8第1項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 6  | 施工体系図        | 施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示していない場合                                        | 建設業法第24条の8第4項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 7  | 再下請選定通知書     | 工事の一部を請け負った建設業者が、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせている場合において、再下請選定通知書が提出されていない場合 | 建設業法第24条の8第2項<br>入札契約適正化法第15条第1、2項      |
| 8  | 労働災害防止協議会の設置 | 労働災害防止協議会を組織していない場合                                                | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 9  | 労働災害防止協議会の開催 | 労働災害防止協議会を定期的に開催していない場合                                            | 労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第635条               |
| 10 | 安全衛生教育       | 安全衛生教育（雇入時教育、新規入場者教育、作業内容変更時教育、職長教育等）を実施していない場合                    | 労働安全衛生法第59、60条、60条の2、労働安全衛生規則第35条～40条の3 |
| 11 | 作業場の床面       | 作業場の床面につまずき、すべり等の危険のある場合                                           | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第544条               |

|    | 調 査 項 目         | 指 導 対 象                                                                         | 根拠法令・契約条項                                      |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 12 | 通路の確保           | 作業場に通ずる場所及び作業場内に安全な通路が設置されていない場合                                                | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第540条                      |
| 13 | 立入禁止            | 掘削、墜落、物体落下、爆発等により労働者に危険を及ぼす箇所等への立入区域の設定等の措置が講じられていない場合                          | 労働安全衛生法第20、21条、労働安全衛生規則第288、361、386、530、537条等  |
| 14 | 危険物の取扱い         | 爆発又は火災を防止するための措置が講じられていない場合                                                     | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第256条                      |
| 15 | 作業床の設置          | 高さが2メートル以上の作業場所に、足場等による作業床が設置されていない場合                                           | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第518条                      |
| 16 | 囲い等の設置          | 高さが2メートル以上の作業床の開口部等に、囲い、手すり等が設置されていない場合                                         | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条                      |
| 17 | 昇降設備            | 高さ又は深さが1.5メートルを超える場所に安全に昇降するための設備が設置されていない場合                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第526条                      |
| 18 | 物体の落下、飛来による危険防止 | 物体の落下、飛来による危険防止措置が講じられていない場合                                                    | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第537、538、539条              |
| 19 | 足場              | 丈夫な構造（固定制・安定性）の足場が使用されていない場合                                                    | 労働安全衛生法第23条、労働安全衛生規則第561条                      |
| 20 | はしご             | 適切なはしご（丈夫な構造か、材料に著しい損傷、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                     | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第527条                      |
| 21 | 型枠支保工           | 適切な型枠支保工（堅固な構造か、材料に著しい損傷、変形、腐食等がないか等）が使用されていない場合                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第237、239条                  |
| 22 | 土砂崩壊            | 地山の崩壊、土石の落下等による危険防止措置（地山、掘削面等の勾配、土止め支保工、防護網、立入禁止、浮石除去、擁壁、雨水・地下水の排除等）が講じられていない場合 | 労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第356、361、384、385、534、535条等 |
| 23 | 建設機械の作業計画       | あらかじめ定めた建設機械作業計画に基づく作業が行われていない場合                                                | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第155条                      |
| 24 | 建設機械の運転者        | 建設機械が有資格者によって運転されていない場合                                                         | 労働安全衛生法第61条、労働安全衛生規則第41条                       |
| 25 | 建設機械の接触防止       | 建設機械との接触防止措置が講じられていない場合                                                         | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第158条                      |
| 26 | 建設機械の用途外使用      | 建設機械を主たる用途以外の用途に使用している場合                                                        | 労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第164条                      |
| 27 | その他             |                                                                                 |                                                |

### 3 修正評定点について

| 修正の対象となる場合 |                                                   | 減点  |
|------------|---------------------------------------------------|-----|
| (1)        | 法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し期限までに改善報告を行わなかった場合 | 3 点 |
| (2)        | 法令又は契約違反のおそれがあるとして改善指導を受けたものに対し改善がされなかった場合        | 5 点 |

注1 (1)については、下請状況等調査及び安全パトロールごととする。

2 (2)については、下請状況等調査及び安全パトロールごとに、各法令及び契約違反で5点を上限とする。

4 評定点の減点は20点を上限とする。